

規約・規則・規程集

1. 下白水南自治会規約	1 頁
2. 下白水南自治会の部に関する規則	6 頁
3. 下白水南自治会評議員会規則	7 頁
4. 自治会長の選挙に関する規程	9 頁
5. 自治会長立候補届出書	10 頁
6. 下白水南地区自主防災会規約	11 頁
7. 下白水南地区自主防災会 別表1	13 頁
8. 下白水南地区防災計画	14 頁
9. 下白水南自治会組織図	19 頁
10. 下白水南公民館管理規則	20 頁
11. 下白水南公民館管理規則 別表	22 頁
12. 下白水南自治会事務員就業規定	23 頁
13. 下白水南自治会役員の報酬および手当 に関する規定	25 頁
14. 下白水南地区地図 別表	26 頁
15. 自治会とは	27 頁

下白水南自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、下白水南自治会（以下「自治会」という。）と称し、事務所を春日市下白水南3丁目44番地（下白水南コミュニティセンター内）に置く。

(組織)

第2条 自治会は、下白水南地区内に居住する者を自治会員として、組織する。

(目的)

第3条 自治会は、住民自治の精神に則り、住民の相互協力によって明るく住みよい環境を創り、維持し、住民の生命と暮らしを守ることを目的とする。

(事業)

第4条 自治会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民福祉の増進、並びに住民相互の融和及び親睦に関するここと。
- (2) 生活環境に関するここと。
- (3) 防災、防犯及び交通安全に関するここと。
- (4) 文化及びスポーツの振興に関するここと。
- (5) 生涯学習に関するここと。
- (6) 住民への情報提供に関するここと。
- (7) 自治会が所有する財産の維持管理に関するここと。
- (8) 他団体又は関係機関との連絡調整及び協議に関するここと。
- (9) その他目的達成に必要なこと。

(隣組)

第5条 自治会に隣組を置く。

- (1) 隣組の区域は、別図のとおりとする。
- (2) 隣組は、前項に規定する区域内に居住する会員で組織し、自治会の運営及び事業活動に参画する。

(部)

第6条

1 第4条に定める事業を円滑に推進するため、自治会に次に掲げる部を置く。

- (1) コミュニティ・地域活性部
- (2) 生活環境部

(3) 健康・福祉推進部

(4) 防犯・防災部

2 部が所掌する事業は、別に規則で定める。

(役員)

第7条

1 自治会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 会計 1人

(4) 事業部員 10人((会長の統括の下、事業を推進する。又上記4部の
いずれかの担当となる。))

(5) 組長 隣組数に相当する人数

(6) 監査員 2人

2 会長は、自治会を統括し、自治会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、
その職務を代理する。

4 会計は、自治会の会計を掌る。

5 第6条の各部は自治会長が統括し事業毎に担当する事業部員を決め活動す
る。

6 組長は、隣組を代表し、自治会の運営及び事業活動に参画する。

7 監査員は、自治会の出納及び事務を監査する。

(評議員会)

第8条

1 自治会に、会長の諮問機関として下白水南自治会評議員会（以下「評議
員会」という。）を置く。

2 評議員会に関する事項は、別に規則で定める。

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、次の方法で行う。

(1) 会長は、総会において、選挙又は評議員会の推薦により選出する。

(2) 副会長、会計及び事業部員は会長が指名する。

(3) 組長は、各隣組において選出する。

(4) 監査員は、会長の推薦により総会の承認を得て選出する。

(役員の任期及び報酬)

第10条

- 1 会長の任期は2年とし、再任にあっては1回限りとする。ただし評議員会が再任する必要があると認めたときは、この限りではない。
- 2 副会長、会計、事業部員及び監査員の任期は2年とし、組長の任期は1年とする。
- 3 前2項に規定する任期は、4月1日から翌年の3月31日までを1年とする。
- 4 役員に欠員を生じたときは、組長については当該隣組で、会長及び監査員については評議員会の意見を聴いて役員会で補選することができる。
副会長、会計及び事業部員については会長が指名する。
補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員には、予算に定める額の報酬を支給する。

(会議)

第11条 自治会の運営に関する会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条

- 1 総会は、全会員（自治会加入世帯の代表者。）で構成し、自治会の最高議決機関として次の事項を議決する。
 - (1) 規約等の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 会長及び監査員の選出に関すること。
 - (3) 当該年度の事業計画及び実施に関すること。
 - (4) 当該年度の予算及び決算に関すること。
 - (5) その他自治会の重要な事項に関すること。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
また、臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 会長が、開催の必要を認め、かつ、役員会が同意したとき。
 - (2) 会員の6分の1以上の者から、署名をもって要求があったとき。
- 3 総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 総会の議長及び書記は、総会において選出する。

(役員会)

- 第13条 役員会は、監査員を除く役員をもって構成し、会長が主宰する。
- 1 役員会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 各種事業運営に関すること。

(3) 予算の補正に関すること。

(4) 緊急事態発生時の緊急活動に関すること。

(5) その他自治会長が必要と認めた事項。

2 会議は、役員の過半数の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決する。

ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専決)

第14条 会長は、前条第2項の各号に掲げる事項について緊急に処理する必要がある場合で、役員会を招集する時間がないときは専決することができる。

(報告)

第15条 会長は、前条の規定に基づき専決した事項については、次の役員会において報告し、承認を求めなければならない。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、3月31日以前に総会で決算が承認されたときは、承認の日を3月31日と読み替えるものとする。

(自治会費)

第17条 自治会の運営に充てるため、自治会費として1世帯につき毎月600円を徴収する。

ただし、地区内に所在する会社、店舗等については、年会費として12,000円以上を徴収する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、自治会の運営に関する必要な事項は、会長が評議員会に諮って決める。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

平成11年3月28日から施行する。

平成12年4月1日から施行する。

平成13年4月29日一部改正し、平成14年度から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

下白水南公民館規約は、廃止する。

附 則

この規約は、一部改正し平成22年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、一部改正し平成27年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、一部改正し令和2年4月20日から施行する。

下白水南自治会の部に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下白水南自治会規約第6条第2項の規定に基づき、部が所掌する事業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事業)

第2条 部が所掌する事業は、次に揚げるとおりとする。

(1) コミュニティ・地域活性部

- ① 児童及び生徒の健全育成に関すること。
- ② 学校との連携に関すること。
- ③ スポーツの振興に関すること。
- ④ レクリエーションの推進に関すること。
- ⑤ 文化の振興に関すること。

(2) 生活環境部

- ① 生活環境の保全及び改善に関すること。

(3) 健康・福祉推進部

- ① 予育て支援に関すること。
- ② 高齢者及び要援護者の支援に関すること。
- ③ 献血推進に関すること。
- ④ 生涯学習の推進に関すること。

(4) 防犯・防災部

- ① 防犯、防災、交通安全等の生活安全に関すること。

2 部は、前項に揚げる事業を推進するに当たっては、関係する各種機関及び団体等と連絡調整を図り、連携するものとする。

(福祉協力員)

第3条

- 1 健康・福祉推進部が所掌する事業を効果的に推進するため、福祉協力員を置く。
- 2 福祉協力員は、下白水南自治会の福祉関連事業を補佐し、事業の運営に参画する。
- 3 福祉協力員は、役員が推薦し、自治会長が任命する。（委任）

第4条 この規則に定める事項について疑義が生じたときは、自治会長が役員会に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月20日から施行する。

下白水南自治会評議員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下白水南自治会規約第8条第2項の規定に基づき、下白水南自治会評議員会（以下「評議員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 下白水南自治会長、副自治会長及び会計の職にある者 | |
| (2) 隣組長の代表者 | 3人 |
| (3) 下白水南地区内に居住する市議会議員 | |
| (4) 下白水南地区内に居住する学識経験者 | 若干名 |
| (5) 下白水水利組合代表者 | 1人 |
| (6) 下白水南婦人会代表者 | 1人 |
| (7) 下白水南シニアクラブ代表者 | 1人 |
| (8) 下白水南子ども会育成会代表者 | 1人 |
| (9) 春日西小学校及び春日西中学校P.T.A代表者 | 3人 |

(役員)

第3条 評議員会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 1人 |
| (3) 書記 | 1人 |
- 2 会長は、自治会長をもって充て、評議員会を主宰する。
3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐する。
4 書記は、事務を掌理する副自治会長をもって充てる。

(会議)

第4条 評議員会は、自治会長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- | |
|------------------------|
| (1) 総会に付議する事項 |
| (2) 自治会長の候補者の推薦に関する事項 |
| (3) 自治会長及び監査員の補選に関する事項 |
| (4) 事業の実施及び結果に関する事項 |
| (5) その他自治会長が必要と認める事項 |
- 2 評議員会は、会長が招集する。ただし、評議員の4分の1以上の者から議題を示して評議員会の招集の請求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席で成立し、その議事は出席した評議員の過半数で決する。ただし、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 下白水南自治会規約第9条第1号の規程による自治会長の推薦は、第2条第1号に規定する職にある者を除く評議員で決定する。

(任期)

第5条 評議員の任期は1年とし、補欠の評議員の任期はその前任者の残任期間とする。
ただし、別に任期を有する団体等から選出された者の任期は、その者の属する団体等の任期による。

(経費)

第6条 評議員会に必要な経費は、自治会一般会計予算に定めるところによる。

(規則の改廃)

第7条 規則の改廃は、自治会長が評議員会の承認を得て、自治会総会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

下白水南公民館運営委員会規則は廃止する。

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

この規則は平成27年4月1日から施行する。

この規則は令和2年4月20日から施行する。

自治会長の選挙に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自治会規約第9条第1号に規定する自治会長の選挙（以下「選挙」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条

- 1 選挙を公明かつ適正に行うため、下白水南自治会選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を下白水南地区公民館内に置く。
- 2 委員会は、下白水南自治会評議員会規則第2条第1号に規定する職にある者を除く評議員で構成する。
- 3 委員会に、委員長及び職務代理者を置く。
 - (1) 委員長は、委員の互選により選任し、職務代理者は、委員長が指名するものとする。
 - (2) 委員長は、委員会を代表し、委員会を統括する。
 - (3) 職務代理者は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(選挙)

第3条 選挙は、自治会長の任期の末日が属する年度の決算総会の日（以下「選挙日」という。）に行う。

(候補者)

第4条

- 1 委員会は、選挙日の60日前に選挙の実施を回覧板等で広報し、選挙に立候補しようとする者（以下「候補者」という。）を募集する。
- 2 候補者は、自治会規約第2条に規定する会員（以下「会員」という。）で、自治会に3年以上在籍した者でなければならない。
- 3 候補者は、別に定める届書に会員5人以上の推薦を受け、委員会が指定する日までに届出なければならない。

(選挙人)

第5条 選挙人は、選挙日に出席した会員とする。

(立会人)

第6条

- 1 投票立会人及び開票立会人を置く。
- 2 投票立会人及び開票立会人はそれぞれ3人とし、投票立会人にあっては選挙管理委員の中から、開票立会人にあっては投票人の中から、委員長が選任する。

(当選人)

第7条 当選人は、選挙人総数の2分の1以上の者が投票し、その有効投票総数の3分の1以上の得票者のうち最多得票した者とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、公職選挙法を準用する。

附 則

この規程は、平成22年1月16日から施行する。

自治会長立候補届出書

令和 年 月 日

氏名	印	
住所		
自治会加入歴	年 月	
推薦者署名	氏名	住所
		印
		印
		印
		印
		印
		印
		印
		印
		印

下白水南地区自主防災会規約

(名称)

第1条 本組織は、「下白水南地区自主防災会」(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の本部及び事務局は、下白水南コミュニティセンター(公民館)に置く。

(目的)

第3条 本会は、下白水南地区において、防災、避難、救出、救護の知識を普及させ、各種の訓練を実施するとともに、実際の地震、火災、風水害その他の災害による被害の防止又は軽減を図る活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災、避難、救出、救護の知識の普及
- (2) 防災、避難誘導計画の策定
- (3) 防災、避難、救出、救護、避難誘導訓練の実施
- (4) 防災資材等の備蓄、管理
- (5) 情報の収集、伝達
- (6) 出火防止、初期消火、初期防災
- (7) 防災、避難、救出、救護、避難誘導
- (8) 給食、給水
- (9) その他 防災、防犯、避難、救出、救護に必要なこと

(会員)

第5条 本会は、下白水南地区の全世帯をもって構成する。

(役員及び役員の任期)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 —— 下白水南地区自治会長がこの任にあたる。
- (2) 副会長 1名 —— 副自治会長がこの任にあたる。
- (3) 会計 1名 —— 自治会会計がこの任にあたる。
- (4) 班長 5名 —— 下白水南地区防災計画別表1の通り

- 1 役員の任期は、選任されたそれぞれの組織の任期とする。
- 2 欠員補充により、交替した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 本会の役員は、防災組織編成の班長以上をもって充てる。

(役員の任務)

第7条 本会の役員の任務は次の通りである。

- (1) 会長は、本会を代表し、組織の事業を統括し、有事にあっては最高指揮者となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は、本会に関する会議の記録等、及び各班の調整連絡に関するを行う。
- (4) 班長は、本会の各実施部門の責任者とする。

(役員会)

第8条 本会は、役員会をもって決議機関とする。

- 1 役員会は、会長が必要と認めたとき、隨時招集する。
- 2 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、採決は出席役員の3分の2以上の賛成により成立する。
- 3 役員会の議長は、会長があたり、議事を進行する。
- 4 役員は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画に関すること。
 - (3) 事業計画と、その実施に関すること。
 - (4) その他運営上必要な事項

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関するこ。
- (2) 防災知識の普及に関するこ。
- (3) 防災訓練の実施に関するこ。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水等に関するこ。
- (5) その他必要な事項

付則

この規約は、平成13年11月11日から実施する。

付則

この規約は、令和2年4月20日から実施する。

下白水南地区自主防災会組織

発足 平成13年11月11日

(令和元年度組織)

本 部 (事務局)

会 長

副会長

会 計

緊急情報連絡

下白水南コミュニティセンター (公民館)

(593-2311)

情報班

初期消火班

救出救護班

避難誘導班

給食給水班

民生児童委員
環境推進委員
シニアクラブ
あすなろ会
下白水南子ども会育成会
中学校地区分会委員
小学校地区分会委員
消防団OB

各隣組長

各隣組
体育委員

下白水南
婦人会員

下白水南地区防災計画

1. 目的

この計画は、下白水南地区自主防災会の防災活動の必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること。

3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表1のとおり防災組織を編成する。

4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項は、次の通りとする。
 - ア、防災組織および防災計画に関すること。
 - イ、地震、火災、水災等についての知識に関すること。
 - ウ、地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
 - エ、各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - オ、その他防災に関すること。
- (2) 普及の方法は、次のとおりとする。
 - ア、広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布。
 - イ、座談会、講演会、映画会等の開催。
 - ウ、パネル等の展示
- (3) 実施時期
火災予防週間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、隨時実施する。

5、防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

ア、情報の収集伝達訓練

イ、消火訓練

ウ、避難訓練

エ、救出、救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季および秋季の火災予防運動期間中、防災の日、並びに防災とボランティア週間等に実施する。

6、情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線、携帯電話、伝令などによる。

7、出火防止および初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア、火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ、可燃性危険物品等の保管状況

ウ、消火器等消防資機材の整備状況

エ、その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火する事ができるようするため、各家庭にあっては、消火器、水バケツ等をそなえる。

8、救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関との連携

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関と連絡を密にして活動する。

ア、渡辺耳鼻咽喉科医院

イ、榎原内科医院

ウ、野北外科胃腸科医院

エ、福岡徳洲会病院

(3) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要であると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9、避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人名に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

春日市長等の避難命令が出たときは、防災会長は避難誘導班に対し地域住民の避難誘導の指示をおこなう。(予め防災会で指定している避難地への誘導)

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民の避難地へ避難誘導し
点呼確認を行った後に、春日市地域防災計画で選定されている避難所へ誘導する。

(3) 避難路および避難地

ア、避難路～狭隘な道路は、周辺からの倒壊危険もあるので、原則として幹線道路を
使用して避難する。

イ、避難地～一の谷第1公園、一の谷第2公園、一の谷第3公園、下白水児童公園、
下白水第2公園、日拝塚古墳地内、柏田公園、下白水南公民館、
春日西小学校、春日西中学校、淨運寺とする。

1 0, 給食、給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、本会からの支給、または市から配分された食料、炊き出し等に
より給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、本会からの支給、または市から提供された飲料水、水道、井戸水
等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 1 防災資機材等

今後、計画的に整備を図っていくものとする。

下白水南地区自主防災会連絡、避難場所等

1. 本部（事務所）

* 下白水南コミュニティセンター（公民館）を本部（事務所）とする。

TEL. 593-2311

* 各班、班員への指示は、本部役員または各班の班長が担当する。

2. 住民の安全を確保するための避難場所

* 地区内の公園

一の谷第1公園、一の谷第2公園、一の谷第3公園

下白水児童遊園、下白水第2公園、日拝塚古墳地内、柏田公園

* 下白水南公民館 下白水南3丁目44 TEL. 593-2311

* 春日西小学校 下白水南4丁目134 TEL. 581-4133

* 春日西中学校 一の谷5丁目49 TEL. 572-7355

* 淨運寺 下白水南4丁目35 TEL. 593-1111

3. 救出、救護のため連絡する救急病院等

* 渡辺耳鼻咽喉科医院 下白水南4丁目10-1 TEL. 558-1234

* 野北外科胃腸科医院 上白水 364 TEL. 591-1231

* 榊原内科医院 下白水北4丁目85 TEL. 572-3111

* 福岡徳洲会病院 春日市須玖北4丁目5 TEL. 573-6622

4. 警察機関

* 春日警察署 TEL. 580-0110

* 下白水交番 TEL. 501-1873

5. 消防機関

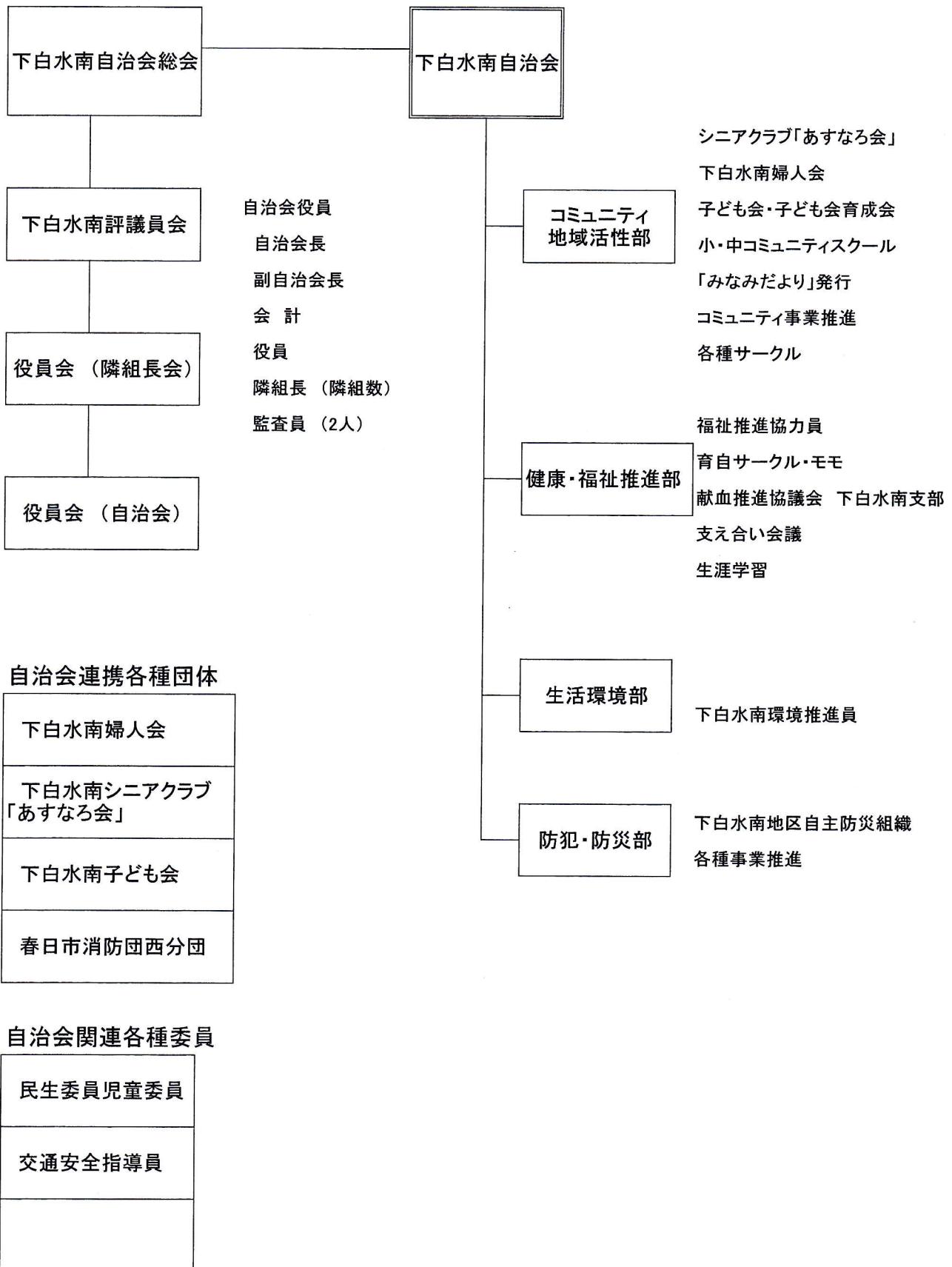
* 春日・大野城・那珂川消防組合 北出張所 TEL. 589-0119

6. その他

* 災害伝言用ダイヤル番号（171） 内容説明 0180-993-524

* インターネットアドレス <http://info.tasc.cae.ntt.co.jp/voicen1/>

下白水南自治会組織図



下白水南公民館管理規則

(目的)

第1条 この規則は、下白水南公民館の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 公民館の施設は、自治会長が管理する。

(開館時間)

第3条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、自治会長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、自治会長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(3) 8月13日から15日までの日

(使用施設等)

第5条 公民館の設置目的を達成するため、一般使用に供する施設等は、次に掲げる通りとする。

(1) 1階大集会室、1階和室①・②、2階小会議室、2階和室、2階談話室、2階児童室及び1階調理実習室並びにこれらに付属する設備、備品等。

(2) その他必要な施設等。

(使用の申請)

第6条 公民館を使用しようとする者は、公民館使用許可申請書（以下「申請書」という。）により、使用する日の前日までに自治会長に申請しなければならない。ただし、すでに使用を申請した者がないときは、当日に申請することができる。

2 年間を通じて毎月1回使用する団体は、前年度の2月末日までに申請しなければならない。

(使用の許可)

第7条 自治会長は、使用を許可したときは使用許可書を交付するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

(1) 公益を阻害するおそれがあるとき

(2) 風俗又は公の秩序を乱すおそれのあるとき

(3) 申請目的以外に使用するおそれがあるとき

(4) 第三者に転貸しするとき

2 自治会長は、前項の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が前項各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料の払い込みは、原則として申請書の提出と同時に前納するものとする。
(使用料の還付)

第9条 次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1) 天災地変等の不可抗力により使用できなかったとき又は公民館の都合により申請を取り消したとき 全額

(2) 使用者の都合により、前日までに申請を取り消したときは 半額
(使用料の減免)

第10条 自治会長は、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) 自治会が行政上の必要により使用するとき
(2) 自治会が主催、共催又は後援する行事に使用するとき
(3) 隣組が主催する行事に使用するとき
(4) 自治会内の団体で、自治会長が認めるものが使用するとき。

2 自治会長は、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表(1)室使用料及び公民館内で使用する(3)備品貸出料を免除することができる。

(1) 市及び下白水南公民館が公認する団体が当該団体活動のため使用するとき
(2) その他自治会長が必要と認めた団体が使用するとき

3 前2項に規定する団体以外の団体で、下白水南公民館が前項第1号に規定する公認団体に準ずる団体と認めるときは、別表の使用料を減額することができる。

(特別の設備の承認)

第11条 使用者は、公民館使用のため特別の設備を施そうとするときは、あらかじめ自治会長の承認を受けなければならない。

(事務の委任)

第12条 自治会長は、公民館使用に関する事務の全部又は一部を自治会事務員に委任することができる。

(使用者の履行義務)

第13条 使用者は、使用後、室の清掃、使用備品の整頓等必要な作業を行わなければならない。

(き損滅失の届出)

第14条 使用者は、建物及び付属備品をき損し、又は滅失したときは、自治会長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、自治会総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月18日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

使 用 料

(1) 部 屋 使 用 料

室 区 分		使 用 料		
		午前9時から午後5時まで (1時間当たり)	午後5時から午後10時 まで (1時間当たり)	終 日
1階	大 会 議 室	1,000円	1,000円	10,000円
	和 室 ①	一室につき 500円	一室につき 500円	一室につき 5,000円
	〃 ②			
	調 理 実 習 室	700円	750円	7,500円
2階	小 会 議 室	500円	500円	5,000円
	和 室	400円	400円	4,000円
	談 話 室	500円	500円	5,000円
	児 童 室	---	500円	5,000円

※ 使用時間1時間未満は、1時間として算定する。

注：① 営利使用の場合は、それぞれの区分の使用料の3倍の額。

② 自治会員以外の団体・個人が使用する場合は2倍の額。

③ 2階児童室は、午後5時以降は一般使用に供する。

(2) 設備備品使用料

設備備品 区 分	使 用 料 設備備品1基につき	
暖房器具	1 時 間	100円
扇 風 機	1 時 間	100円
エアコン	1 時 間	200円

コインタイマー付きのエアコンは各自でコインを入れて下さい

※ 使用時間1時間未満は、1時間として算定する。

下白水自治会事務員就業規定

(目的)

第1条 この規定は、下白水南自治会事務員（以下「事務員」という。）の勤務に関する必要な事項を定めるものとする。

(勤務場所)

第2条 事務員の勤務の場所は下白水南公民館とする。ただし、自治会長が別に指示した時は、その指示された場所で勤務する。

(業務)

第3章 事務員は、次に掲げる事務を行う。

- 1 文書の作成、発送、収受及び管理に関する事務。
- 2 備品等の整理保管に関する事務。
- 3 自治会費及び公民館使用料等の収納事務に関する事務。
- 4 公民館施設の清掃に関する事務。
- 5 火災予防及び盗難防止に関する事務。
- 6 その他自治会長が指示する事務。

(勤務時間)

第4条 事務員の勤務時間、休日及び休暇等は、次のとおりとする。

- 1 勤務時間は、火曜日から金曜日までは、午前9時から午後4時まで、土曜日は午前9時から正午までとする。
- 2 休日は、毎週日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）とする。
- 3 休暇は基本的に、盆については、8月13日から8月15日までの日とし、年末年始については、12月29日から翌年の1月4日（1月1日は除く。）までの日とする。
- 4 前3項の規程にかかわらず、休日、休暇期間中及び勤務時間外に、自治会長が特に勤務するよう指示したときは勤務しなければならない。この場合時間外勤務手当を支給する。

(報酬及び手当)

第5条 事務員の報酬及び諸手当は、次のとおりとする。

- 1 報酬は、月額 100,000 円とし、毎月 20 日に支給する。但し支給日が金融機関の休日にあたる場合は前日に支給する。
- 2 時間外手当は、1 時間につき、報酬月額の 1 時間当たりの 100 分の 125 を支給する。ただし、休日、休暇期間中及び勤務時間外の午後 10 時以降勤務したときは、報酬月額の 1 時間当たりの 100 分の 135 を支給する。
- 3 夏季手当及び冬季手当を支給する。支給額はそれぞれ 50,000 円とし、6 月および 12 月に支給する。

(退職)

第6条 事務員の退職は、次のとおりとする。

- 1 本人の都合により退職する場合は、一か月まえまでにその理由を記載した退職願いを自治会長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により退職願いを提出できない場合は、口頭により申し出ることができる。
- 2 自治会の都合により退職をさせる場合は、一か月前までにその理由を本人に告知しなければならない。
- 3 事務員は、退職するとき事務引き継ぎ書により後任者に事務及び文書、物品等を速やかに引き継がなければならない。ただし、後任者が定まっていないときは自治会長へ引き継ぐものとする。

附則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

下白水南自治会役員の報酬および手当に関する規定

第1条 この規定は、下白水南自治会役員の報酬及び総会においての議長並びに書記の手当の額について定める。

第2条 下白水南自治会規約第10条第5項に規定する報酬は、次の通りとする。

(1) 自治会長	年額	1,320,000 円
(2) 副自治会長	年額	350,000 円
(3) 会計	年額	270,000 円
(4) 役員	年額	100,000 円
(5) 隣組長（年額）		
事務取扱報酬		10,000 円
環境整備報酬	基本額	50 世帯以下 2,000 円
	加算額	51~60 世帯 1,000 円
		61~70 世帯 2,000 円
		71 世帯以上 3,000 円
(6) 監査員	年額	10,000 円

第3条 下白水南自治会総会における議長及び書記の手当の額は次の通りとする。

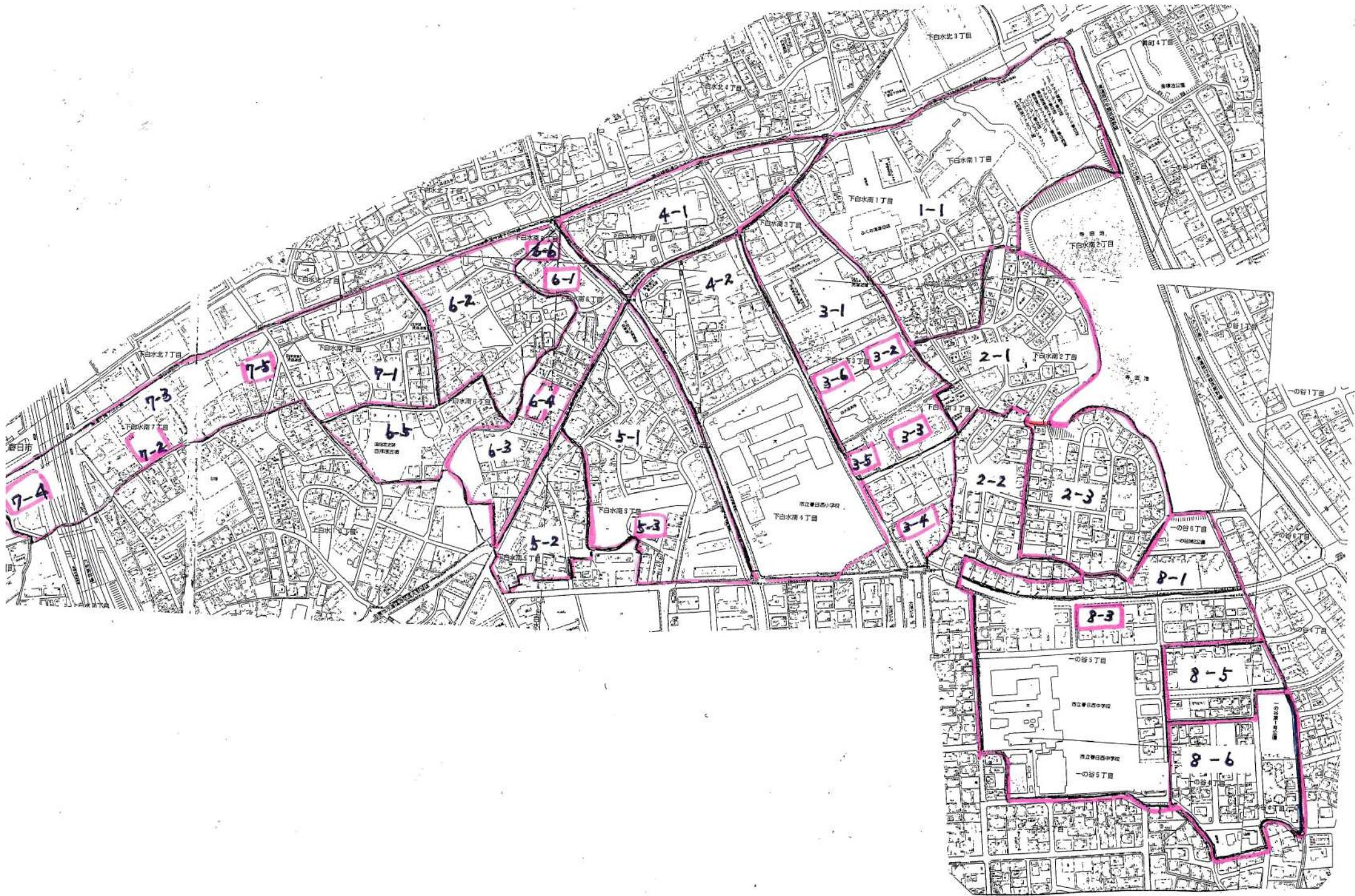
(1) 議長	一総会あたり	5,000 円
(2) 書記	一総会あたり	10,000 円

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



自治会って
何だろう?

自治会は、住民相互の連帯・扶助のために運営する団体で、地域を快適で住みやすいものにするための活動を行っています。

地域の美化運動



ゴミ対策



防犯灯の設置・管理



自治会費は、
このように
使われています。

地区まつり レクリエーション 文化祭・運動会



いきいきサロン

もちつき

子ども会育成会・社会教育
老人会



保健福祉
日赤募金・共同募金など



自治会・公民館の運営費用

春日市自治会会长会

お問合せはお住まいの自治会まで

下白水南地区自治会（公民館）

春日市下白水南3丁目44

TEL・FAX 593-2311